

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社 大昌鉄工所	愛媛県四国中央市川之江町910

2. 指名停止措置期間

平成29年8月25日 から 平成29年9月24日 まで 1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株)大昌鉄工所が、平成28年7月6日に、クレーン運転士免許を持たない従業員を工場で運転業務に就かせた上、運搬作業中に部材が倒れて負傷し4日以上休業することになったにもかかわらず、労働基準監督署に遅滞なく報告せず、また、同年8月10日にも従業員が旋盤を使用していた際、体の一部が巻き込まれて負傷し4日以上休業となったのに遅滞なく報告しなかったため、労働安全衛生法違反の罪で、平成29年3月24日、四国中央区検察庁により起訴され、4月5日、四国中央簡易裁判所から同社が罰金30万円、同社代表取締役等が罰金20万円の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)